

特定間伐等促進計画

平成25年9月
熊本県 産山村

<目 次>

1	特定間伐等促進計画の目標	P 1
2	特定間伐等促進計画の区域	P 1
3	特定間伐等の実施計画	P 1
4	森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進	P 1
	(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事	
	(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事	
5	路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進	P 2
	(1) 路網の整備の推進に関する事。	
	(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事	
	(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事	
6	間伐材の利用の推進	P 3
	(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事	
	(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事	
7	人材の育成・確保等	P 3
	(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事	
	(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事	

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針（平成25年8月23日付け森整第498号）では、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、平成25年度から平成32年度までの8カ年間に於ける特定間伐等の実施の促進の目標として、116,000ha（年平均14,500ha）の間伐の実施を掲げている。

産山村としては、県の基本方針及び市町村森林整備計画を踏まえるとともに当村の間伐等の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で480ha（年平均60ha）の間伐等を行うことを、本特定間伐等促進計画の目標とする。

また、伐採後の確実な再生林や持続可能な木材生産のための効率的な路網整備も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

産山村における特定間伐等促進計画の区域（(6)事業実施箇所のとおり）については、県の基本方針に定められた「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」に基づき設定するものとし、①森林の現況及び施業の実施状況、所有形態、林道・作業路網等の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林、②植林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林、③特定間伐等を実施することが適当と認められる森林を含めることとする。

3 特定間伐等の実施計画

2で設定した特定間伐等促進計画の区域内における特定間伐等の実施については、間伐等が適正に実施されていない森林等、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、平成25年度から平成32年度までの間に着実に実施する。

また、当計画に基づく間伐実施においては、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林において実施するものとする。

なお、実施計画の各実施箇所（(1)間伐、(2)造林、(3)その他間伐及び造林に関する事項、(4)作業路網、(5)その他施設、(6)事業実施箇所）は、別紙のとおりとする。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林施業の面的なまとまりの確保、森林経営の受委託の推進及び森林の多面的機能の持続的発揮を確保するため、森林経営計画の作成を推進し、計画的な森林の整備・保全が図られるようフォレスターと連携し、森林所有者や森林組合等林業事業体に働

きかけを行う。

また、林道や森林作業道等の路網の整備、高性能林業機械の活用や列状間伐等の効率的な施業を実施するための森林の団地化を推進し、林業生産コストの縮減による収益性の向上を図り“稼げる林業”の実現に向けて、県や森林組合等林業事業者と連携し取り組む。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

面的まとまりのある森林の確保のために、森林情報の収集や森林調査を実施し、境界が不明瞭な森林については境界の確認を行う。また、森林所有者その他関係者への説明会の開催のほか、戸別訪問等により森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施等についての合意形成を推進する。

また、林業事業者から森林所有者に対して、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。

森林の多面的機能を持続的に発揮していくための基盤である路網については、持続的な森林経営を実現するために、フォレスターや森林施業プランナーと連携し、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりの推進を図る。

また効率的な森林経営の基盤づくりを促進するため、幹線、支線、分線が木材の輸送距離や輸送量を勘案した適切な配置となるよう努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

森林施業において高性能林業機械を有効に活用するためには、作業路網等の林業生産の基盤整備の充実を図るとともに、担い手の育成及び確保を進めなければならないが、森林所有規模が小規模・分散的であることや林業の採算性悪化から、資金面等を理由に高性能林業機械の導入に消極的な現状がある。

このような状況の中、各林業関係者が連携し森林施業の合理化・共同化を進め安定的な事業量の確保を図りながら、併せて国・県の補助事業等の活用や共同購入等を促進し高性能林業機械の導入を図る。

また、高性能林業機械のオペレーター育成のため、県等が実施する研修会等へ林業担い手が参加できるよう積極的に支援する。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

人工林の施業において、植栽と保育には大きな費用を要することから、主伐後の再生林が放棄される懸念がある。

そこで、大苗の低密度（1,000～1,500本/ha）植栽により、植え付けや下刈りのコスト低減を図るための試みや、季節を問わず

植栽可能なマルチキャビティコンテナ苗を伐採工程と連携させることで地拵えの省力化を図る試みを積極的に導入する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用については、建築用材をはじめ、土木資材、合板用材、チップ用材、木質バイオマスとしての活用へ向けた取組みなど、可能な限り間伐材の利用促進を図る。

また、公共施設や公共工事等への積極的な間伐材利用を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

間伐の推進及び間伐材の利用促進を図る観点から、間伐材流通経費補助の支援等を行う。また、山元から製材工場への直送化等、流通コストの低減に向けた取組みを木材の生産・加工・流通関係者と連携し推進する。

また、国際的な問題でもある違法伐採については、「違法に伐採された木材は使用しない。」との観点を踏まえ、間伐材の利用にあたっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月、林野庁策定）等を踏まえ合法性の証明等の推進を図る。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業担い手については、確実に高齢化・不足化が進行しており、このまま推移すれば、適正な森林整備が損なわれることなどが危惧されるため、いかに林業担い手を確保していくかが喫緊の課題となっている。一方、その就業環境については、若者をはじめ就業希望者にとって魅力に乏しい状況となっている。

このような状況の中で、早急に林業担い手を確保していくためには、森林組合をはじめとする林業事業体において、事業量の安定確保による通年雇用の推進を図りながら、林業担い手の労働安全衛生の確保策の推進、各種社会保険の加入促進等による就業条件の改善に努める。また、林業と建設業等との異業種間の連携による多様な林業担い手と山村地域の雇用の場の確保の取組みを支援する。

さらに、林業担い手に対しての技術等向上のための各種研修会や資格取得等についても積極的に支援し育成対策を推進する。

上記対策をより円滑に推進していくために、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金との連携強化を図る。

さらに、森林所有者や地域住民を対象に行う林業体験等の取組みを通して、森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に情報発信をしていく。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合等の事業運営の効率化、低コスト化、生産性の向上等の取組みを支援するとともに、森林組合等は、森林所有者に対して経費負担を抑えた施業提案を行い、森林施業の集約化を図ること等により事業量を安定的に確保することが重要であるため、提案型集約化施業を総合企画し、実践していく役割を担う森林施業プランナーの育成のための支援を行う。

また、間伐材をはじめとする木材の安定供給を図るため、森林組合、素材生産、流通、加工販売にいたる関係者の連携を密にし、集出荷体制の強化のための支援を行う。

シカ等による食害や剥皮被害の森林被害対策については、県等の各種補助事業を活用し、防護柵の設置や剥皮被害防止ネット設置など被害軽減策の推進を図るとともに、鳥獣被害防止措置法に基づく市町村計画に基づき、総合的にシカ等による森林被害の軽減を図る。

なお、間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生抑制対策推進方針」（平成20年3月31日付け19林整保第1492号林野庁長官通知）を踏まえ、スギ花粉の発生抑制に係る取組みを着実に推進する。